



# 情報(第 177 号)



令和 6 年 3 月 29 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階  
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦  
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail: [ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp](mailto:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp)

<https://ginza-syaroushi.com/>

動画: 社会保険労務士チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCUHFVsnXW9LJGy4HG4hRQZw>

沈丁花<sup>じんちょうげ</sup>は、春先に香り高い花を咲かせる (周南市須々万 令和 6 年 3 月 16 日)。

## 在職老齢年金と在職定時改定



本誌 175 号において、在職老齢年金の支給停止調整額について触れています。この改正は、老齢厚生年金受給権者が就労を継続するときに朗報であり、もう少し詳しく解説しておくことにします。

また、令和 4 年 4 月からは、在職定時改定制度が導入されており、これも高齢者の就労意欲に大いに貢献することから、併せて解説しておきます。

### 1 在職老齢年金

老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者（以下単に「被保険者」といいます）として就労している場合、標準報酬＋老齢厚生年金額（月額）の合計額によって次表のとおりとなります。

支給停止調整額（500 千円）を上回る場合は、賃金 2 に対し、年金を 1 停止する考え方で支給停止額が決まります。何故、このようなやや複雑な計算としているのでしょうか。一口でいうと、働くことによって、老齢厚生年金の支給停止額が大きくなっても賃金＋老齢厚生年金の合計額は増える計算とすることにより、就業意欲を高めようとするものです。

#### 【在職老齢年金の仕組み】

老齢厚生年金＋標準報酬※	500 千円以下	全額支給
老齢厚生年金＋標準報酬※	500 千円超	賃金 2 に対し、年金を 1 停止

※ 標準報酬は、「標準報酬月額」＋「過去 1 年間の標準賞与額÷12」となる。

### 2 在職老齢年金の計算例

前項の仕組みに対して、計算例を示すと次のとおりです。わかりやすくするため、老齢厚生年金額を 120 万円（月額 100 千円）とし、標準賞与額はないものとします。

この表では二つのことがわかります。①標準報酬月額が高くなるにつれて、支給停止額が多くなること、②老齢厚生年金額の支給停止額が高くなるにつれて、老齢厚生年金＋標準報酬月額の合計が多くなることです。

表③に注目すると、項番 1 では 480、2 では 505（100-5+410）、3 では 550（100-50+500）、4 では 620 となります。全額支給（項番 1）では合計額が 480、全額停止（項番 4）では 620 と、賃金（標準報酬月額）が高くなるほど合計収入が増えるわけで、表中の÷2 がそれを実現しているわけです。

#### 【在職老齢年金の計算例】①老齢厚生年金額、②標準報酬月額

項番	①	②	③受給老齢厚生年金額と標準報酬月額
1	100	380	[ (100+380) < 500 ] 100+380
2	100	410	[ (100+410) - 500 ] / 2 = 5 95+410
3	100	500	[ (100+500) - 500 ] / 2 = 50 50+500
4	100	620	[ (100+620) - 500 ] / 2 = -10 0+620

単位：千円

### 3 在職老齢年金制度の限界

老齢厚生年金は、伝統的には退職した後の生活保障です。そのため、相当以前には被保険者ならば一切支給しないという時代もありました。その後、所得が比較的低い方には一部支給する方向となってきたものの、しかし、退職した後の生活保障との考え方は依然として生きており、全額支給停止の場合もあります。これには、公平性、財源を節約するとの意義も認められます。

ところで、前記の退職した後とは、税制の所得で判定しているのではなく、厚生年金保険の被保険者であるかそうでないかによって判定しているのです。そうすることで、前項の計算が簡単にできるわけです。そのため、厚生年金保険の被保険者が個人で起業し、事業主となった場合、いくら稼いでいようと支給停止の調整にはなりません。制度的にその稼いでいることが直ちにわからないため、在職老齢年金制度の限界ということが出来ます。

なお、前項の計算方法は、65歳未満の特別支給の老齢厚生年金及び65歳からの老齢厚生年金に共通します。これまで65歳未満者の支給停止調整額は280千円でしたが、令和4年4月以降、500千円に改正されています。

### 4 在職時改定の導入

老齢厚生年金額は、被保険者期間（月数）及び標準報酬によって計算される仕組みとなっています。これらが長くて、高いほど年金額は高くなります。

これまでは、65歳時点で厚生年金保険の被保険者に決定された老齢厚生年金額は、70歳の資格喪失時かその70歳前の資格喪失時（退職）にしか改定されませんでした。高齢者の就労意欲に応えるために、65歳以上の被保険者は、在職中も毎年1回、10月に年金額が改定されることとなりました（令和4年4月施行）。これにより、就労を継続したことの効果が、退職又は70歳を待たずに早期に年金額として反映されることとなり、年金を受給しながら働く在職受給権者の就労意欲に貢献することになります。

年金は、偶数月にその前2か月分が支給されますので、前記年金額改定分は、12月15日から支給されます。

#### 【在職改定制度】

